訪問歯科保健指導事業実施要綱

１　目　的

青森県口腔保健支援センター（以下「センター」という。）が、下記対象に掲げる機関・団体等を訪問して歯科保健指導等を実施することにより、県民の歯科口腔保健の保持増進を図るものである。

２　実施主体

事業の実施主体はセンターとする。

３　対　象

（１）「健康教育実践研究支援事業」における健康教育実践研究校
（訪問歯科保健指導事業を実施する年度の研究校に限る）
（２）フッ化物洗口事業を計画している自治体・教育委員会・小中学校等
（３）市町村を含む各種団体

４　事業内容と実施方法

（１）事業内容

ア　歯科保健指導

正しい歯みがき法など歯科疾患、オーラルフレイル予防等に関する歯科保健指導の実施

イ　歯科講話

歯科疾患、オーラルフレイルの予防等に関する講話の実施
フッ化物洗口等に関する講義・実技

（２）実施方法等

別紙により進めていくものとする。

５　費用等

事業に係る経費は、原則無料とする。

６　留意事項

（１）　本事業を実施するに当たっては、個人情報の取り扱いに十分留意するとともに、個人情報保護に関する法律（平成１５年５月３０日法律第５７号)、青森県個人情報保護条例（平成１０年１２月２４日青森県条例第５７号）に基づき、適切にこれを行うものとする。
（２）　本事業を実施するに当たっては、青森県歯科医師会、青森県歯科衛生

士会などの関係団体及び関係機関と十分に連携を図るものとする。

（３） 原則として、土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始等閉庁日は、事業を実施しないものとする。

（４） ３の対象に掲げた各種団体とは、健康づくりリーダー等を育成する団体を優先としセンターが必要と認めたものに限るものとする。

（５） 連続して３年以上事業を実施したものについては、対象としないものとする。

７　その他

事業の実施について必要な事項は、センターが別に定める。

附　則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年１月２１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年３月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月３日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

（別　紙）

訪問歯科保健指導事業及び市町村の歯科口腔保健施策の推進に関する支援の実施方法等について

1　実施回数

原則として、１か所につき同一年度内１回とします。

2　申し込み方法等

（１）　事業の利用を希望する者は、原則として実施予定日の２か月前までに、センターに**電話で相談**します。

（２）　センターは、実施内容について当該事業実施要綱に照らして確認し、事業実施の可否の検討を行い、その結果を希望者に連絡します。

（３）　事業実施が“可”となった場合、希望者は実施申込書に必要事項を記入し、申込みます。

※実施申込書は、センターのホームページからダウンロードできます。

（４）　実施申込書を受理後、センターは、事業を実施する旨、申込者に対し正式に通知します。

（５）　なお、事業実施場所の確保については、申込者が責任を持って行うものとします。